

施設使用の取消・使用料の還付について

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール

施設の使用申請を取り消される場合、次のとおりの取扱いとなります。変更される場合も同様のお取り扱いとなりますのでご注意ください。

1. 施設使用の取消

○申請が未承認の場合

取消になった旨、当ホール管理部へご連絡ください。必要書類などはございません。

○すでに施設使用承認が下りている場合

当ホールへお越しのうえ、使用取消届を提出してください。その際、取り消す施設使用の使用承認書を添付してください。

2. 施設使用料の還付

すでに納入された使用料は、原則としてお返しできません。

ただし、使用料の全額を納付された後、一定期日までに使用の取消があった場合は、使用料の一部が還付される場合があります。使用料が還付される場合は、使用取消届にあわせて、使用料還付申請書を提出してください。

還付される利用料金は、後日、指定の銀行口座に振込いたします。処理に若干の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。

なお、還付額は取消の届出時期により異なり、下記の表のとおりとなっています。

届出時期	6ヶ月前の日の属する月の末日	2ヶ月前	1ヶ月前	7日前	使用開始日
大・中・小ホール	7割還付	5割還付		還付なし	
リハーサル室 練習室	7割還付	5割還付		還付なし	
研修室	7割還付	5割還付		還付なし	

①納入済み使用料の7割を還付

<全施設共通>

使用開始日の6ヶ月前の日の属する月の末日までに、取消の届出があったとき。

②納入済み使用料の5割を還付

使用開始日の6ヶ月前の日に属する月の末日から、

<大ホール・中ホール・小ホール>

使用開始日の2ヶ月前の日までに取消の届出があったとき。

<リハーサル室・練習室>

使用開始日の1ヶ月前の日までに取消の届出があったとき。

<研修室>

使用開始日の7日前の日までに取消の届出があったとき。

3. 施設利用料金が未納の場合は、本来納めるべき額から還付する額に相当する額を差し引いた金額を納付していただきます。